

# 悪臭に係る規制方法の変更について

悪臭防止法に基づく規制方法について、「物質濃度規制」に代えて、人の嗅覚を用いた「臭気指数規制」に変更しました。

対象地域：泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町及び岬町の区域

施行期日：平成18年6月1日

## 1 変更理由について

大阪府では、工場その他の事業所における事業活動に伴って発生する悪臭について、悪臭防止法に基づき、特定悪臭物質（アンモニア等 22 物質）による「物質濃度規制」を行ってきました。

近年、悪臭による苦情はサービス業等の都市生活型が多くなり、これまでの規制では対応が難しくなってきました。

このため、多種多様な悪臭物質による複合臭等に対応が可能な「臭気指数規制」を関係市町村等の意見を聴いて導入しました。

## 2 臭気指数規制とは

臭気指数規制は、臭気が感知できなくなるまでの希釈の倍数を基礎とした規制です。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log} [\text{希釈倍数}]$$

規制の方法は、

- ① 事業場の敷地境界線
- ② 煙突等の排出口
- ③ 排水の排出口

の3か所において、嗅覚を用いた測定法により、規制します。



## 3 規制基準は

- ① 敷地境界線の規制基準

臭気指数 10

- ② 気体排出口における規制基準

臭気の拡散状況を勘案して、排出口の高さに応じた臭気排出強度又は排出気体の臭気指数（悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した値）

- ③ 排水における規制基準

臭気指数 26

（悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数）

#### 4 事業場に対する規制は

規制事務は、規制地域の市町村が行います。市町村は、事業活動に伴って発生する悪臭が規制基準に適合せず、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、改善勧告、さらには改善命令を発動することができます。

#### 5 罰則は

改善命令に違反した者には、懲役又は罰金の規定があります。

ただし、施行期日から1年間は、改善命令の措置を発動することが猶予されています。

#### コラム

### 臭気指数規規制についてのQ&A

**Q** 人の嗅覚を用いる測定方法の精度は十分確保されているのか。

**A** 多くの悪臭物質が混ざった複合臭に対しては、機器による測定よりも、人の嗅覚を用いる嗅覚測定法のほうが苦情実態により合致した結果を得られます。

また、法律で採用されている嗅覚測定の測定精度については、機器分析と同等の精度が得られると報告されています。

さらに、環境省や大阪府では、自治体職員を対象とした技術研修などにより、嗅覚測定法のより一層の信頼性の向上を図っています。

**Q** 小規模事業場への対策は。

**A** 小規模事業者は、一般的に資金的な余裕がない場合が多く、原材料及び工程の変更、排気方法の変更、適切な維持管理及び比較的安価な脱臭技術の導入などにより、悪臭苦情への対処が可能な場合がほとんどです。必ずしも高額な設備の導入が必要とは限りません。

また、小規模事業者対策としては、融資の斡旋、技術的な情報提供等の支援措置や改善措置の段階的な実施など、各事業場の特性に配慮した、「悪臭苦情の解決」を目標とした総合的な対策を行うことが重要です。公害防止のための融資には、大阪府中小企業公害防止資金特別融資もあります。

#### 問い合わせ先

悪臭防止法に基づく規制地域や規制基準の設定については、大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課 電話 06-6941-0351へお問い合わせ下さい。また、規制事務については、泉佐野市環境衛生課 電話 072-463-1212へお問い合わせください。